

日本コンクリート工学会規準・指針の制定／改正に関する規定

制定：2004年3月11日

改正：2017年10月27日

1. 日本コンクリート工学会規準・指針の目的と定義

日本コンクリート工学会規準・指針（以下、JCI 規準・JCI 指針）は、本学会の各委員会活動などにより得られた学術的知見を、実際に利用可能な技術に具体化して記述したものであり、これらが他機関制定の規準・指針などの先導的役割あるいは補完的役割を担うことにより、コンクリート工学の発展に資し、かつ、社会に貢献することを目的とする。

JCI 規準・JCI 指針の定義は、次の通りである。

JCI 規準：日本コンクリート工学会が定めたコンクリートに関する材料の製造方法、試験方法、認証方法などを具体的に実施できるよう体系的に記述したもの、あるいはコンクリートに関する品質を示したものがこれにあたる。

JCI 指針：日本コンクリート工学会が定めたコンクリートに関する製造・設計・施工・試験・検査などの基本的な方針、行為の手本などを示したもの、あるいはコンクリートに関する当該技術を、実際に利用可能な推奨方法として詳細に示したものがこれにあたる。

2. 本規定の適用範囲

本規定は、本学会の各委員会などが作成した文書で、当該委員会が JCI 規準・JCI 指針として制定／改正することを申請するものに適用する。

なお、JCI 規準・JCI 指針として制定／改正を申請しないもの、もしくは、申請しても承認を得られなかったものは、その名称を、「-----試案」、「-----考え方」、「-----手引き」、「-----技術の現状」、「-----要領」、「-----要綱」として公表する。この場合は、JCI 規準・JCI 指針として承認されたものではないことを適切な箇所に明記する。

3. JCI 規準・JCI 指針の制定／改正の手順

JCI 規準・JCI 指針の制定／改正の手順は、次による。

- (1) 申請者（原案作成者もしくはその代表者）は JCI 規準委員会委員長（以下、委員長）宛てに制定／改正の申請を行うと共に、JCI 規準委員会（以下、委員会）に JCI 規準（原案）・JCI 指針（原案）を提出する。
- (2) 委員長は上記申請の受理を委員会に諮る。委員会は原案が 1. の規定に照らし査読すべきものであることを確認した上で、申請を受理する。
- (3) 委員長は上記申請が受理された後、委員会内に査読部会を組織する。委員長は委員会委員の中から査読部会主査（以下、主査）1 名を指名する。また委員長は主査の他に査読部会委員（以下、査読委員）4 名程度を指名する。査読委員は委員会委員以外から選任してもよい。なお、査読委員の氏名は委員会外秘とする。
- (4) 査読部会は、JCI 規準（原案）・JCI 指針（原案）の査読を実施する。また、委員会は必要に応じて、パブリックコメントあるいは他学協会などへの意見照会を行う。
- (5) 主査はその査読結果をとりまとめ委員会に報告し、委員長はその内容を申請者に通

知する。

- (6) 申請者は査読結果などを検討のうえ、必要な修正を行った上で JCI 規準(修正案)・JCI 指針(修正案)を委員会に提出する。
- (7) 査読部会は JCI 規準(修正案)・JCI 指針(修正案)において適切な修正がなされているかを精査し、主査はその結果を委員会に報告する。修正が不十分と認められる場合には、委員長は申請者に差し戻し、再提出を求めることができる。原則として修正が適切と判断される場合のみ、次項の審議に移行する。
- (8) 委員会は、JCI 規準(修正案)・JCI 指針(修正案)について審議を行う。この審議には学術・技術部門担当副会長(以下、担当副会長)と専務理事が参加する。またこの審議には、審議対象の原案作成者に該当する者は参加できない。
- (9) 委員長は、審議結果を申請者に通知する。
- (10) 申請者は、審議結果に対して必要な修正を行った上で JCI 規準(最終案)・JCI 指針(最終案)を委員会に提出する。
- (11) 委員会は、JCI 規準(最終案)・JCI 指針(最終案)を確認し、委員長は担当副会長に確認内容を報告する。
- (12) 担当副会長は、事前に JCI 規準(最終案)・JCI 指針(最終案)を理事会に配布した上で、理事会に発議する。
- (13) 理事会の承認を得られた JCI 規準(最終案)・JCI 指針(最終案)は、本規定 4.(記号等)に定められた記号を付し、かつ原案作成者および担当副会長と JCI 規準委員会の名簿を付し、JCI 規準・JCI 指針として公表する。

4. 記号等

- 4.1 規準の記号は、「JCI-S-番号-制定年(改正した場合は改正年)」とする。
- 4.2 指針の記号は、「JCI-R-番号-制定年(改正した場合は改正年)」とする。
- 4.3 JCI 規準・JCI 指針を刊行する場合は、サイズを A4 判とし、表紙に記号を表示する。
- 4.4 JCI 規準は、日本工業規格(JIS)の書式に準じて JCI 規準委員会が作成した執筆要領に従い作成する。

5. 改 廃

この規則の改廃は、JCI 規準委員会が発議し、標準化委員会がこれを審議し、理事会が決議する。

付 則

1. この規定は、2004年3月11日より実施する。
2. 2017年10月27日に規定を改正し、JCI 規準・JCI 指針の制定/改正の手順を見直した。この改正は2017年10月27日より施行する。

以 上